

産業建設常任委員会会議記録
(条例審査)

1. 日 時	令和6年2月13日 9時30分開会 令和6年2月13日 11時53分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄委員長、森本富夫副委員長、栗山泰三委員 堀毛宏章委員、渡辺拓道委員、山田潔委員
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	議案第6号 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
8. 議事の経過	<p>開会 9:30 大西委員長 開会宣告 大西委員長 あいさつ</p> <p>■議案第6号 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>【議員間協議】</p> <p>大西委員長 2月の8日に引き続き、丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。修正案について事務局に説明をさせます。</p> <p>事務局 クラウドをご覧頂きたいと思っております。修正案1と修正案2を用意しております。記述の形式が違っておりました、修正案1は表の形式になっております。原案の改正条例案も表形式で出ておりますので、それに倣った形になります。修正案2につきましては、文字形式になります。金額は同じになります。分かりやすいほうを皆様でご協議頂きたいと思っております。料金の設定の計算につきましては、先日の議員間協議の中でご提案頂きましたおよそ1.5倍にした金額にしております。細かい数字になった箇所については、切りの</p>

いい数字にさせていただいております。値上げ率につきましては、およそ 152%とか 157%ということで 1.5 倍、になる形で計算をさせていただいております。また、「1 サイト 1 泊につき宿泊以外に使用する場合」という、いわゆるデイキャンプの利用につきましてはもともとの料金設定がありませんでしたので、改正案のパーセンテージから今回の修正案のパーセンテージの割合をかけたまま算出をさせていただいております。

堀毛委員

基本的に私はこの案でいいと思いますが、設管条例第 9 条第 2 項によって、この表の金額を上限として、表の金額以下であれば全く問題はないということ、市長が許可するということが前提になっていまして、それによって料金が決まるわけですから良い案だと思います。ただ、きっちりしておきたいのは条例第 9 条第 2 項と第 9 条第 4 項の「指定管理者は市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、または免除することができる」との違いを明確にしておかないと混同されてしまう可能性があるのではと思います。第 9 条第 4 項による「市長が定める基準」というのは、実際、基準があるのかどうかの確認もしたいです。なければ、今後つくる予定があるのか。その辺がちょっと疑問点として出てきました。というのは、結局、上限が別表になりますので、市長が許可するかどうかは別として、極端なことを言うと 0 円という設定も理屈としては可能であります。そうすると第 4 項との兼ね合いが出てくるので、「市長が定める基準」を明確にしたほうがいいと思います。それによって 2 項と 4 項の違いがはっきり分別できるというような気がします。これは私の意見です。

渡辺委員

施行規則に記載があるかもしれませんので、確認したいと思います。

大西委員長

暫時休憩をとって、事務局に資料を用意させます。

(休憩中)

大西委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則をみると、公の施設使用条例施行規則第 4 条の減免の規定又は第 5 条の還付の規定を準用すると表記されており、区別できていると思います。

山田委員

一気に現行料金から 5 割アップして、すごい金額を市民に提示するというような誤解を招かないように条例第 9 条第 2 項のエッセン

堀毛委員	<p>スミたいなものを今回の修正案にどこか表現できないものかなと思いました。</p> <p>山田委員のおっしゃることも私はよく理解できるんですが、条例そのものに、そのような注釈を加えることはできないので、修正の理由を委員長が言われる際に、その辺りに十分配慮した内容を盛り込まれるぐらいです。今までは別表そのものが料金という運用でしたが、今回はその範囲内で指定管理者が市と協議して料金を決めるということ、きちっと説明すれば理解頂けると思います。</p>
渡辺委員	<p>当然、市民も利用しやすい施設にすることは大事ですけども、なぜこのような提案をしたかという、公の施設の場合はほとんどが市民の福祉増進のために設置しているということですけども、溪谷の森公園の設管条例の第1条の設置というところに、溪谷の森公園を設置する目的が書いてありまして、「森林と地域に存在する資源を有効に活用し、農業と林業の活性化を推進するとともに、活力ある農山村づくりを促進させるため」という後川地域を含めた篠山の活性化施設ということで、市民の福祉向上を主の目的に設置している施設ではないということと、市民に配慮するとしても現状としては市外の方の利用がほとんどになっている状況もあります。その辺りのこともあるので、提案のときに、十分に市民利用のことも配慮してほしいというお願いすることぐらいはできますが、市民利用に対して条例の中で条件をつけることについてはちょっと難しいかと思えます。</p>
堀毛委員	<p>山田委員が言われたのは、今まで料金表そのものが料金イコールだったので、今回はあくまで、上限イコール料金じゃないということ、これを明確にしてほしいという意味だと思います。</p>
栗山委員	<p>この別表の金額が上限ということは、つまり上限額でも市長が認めればよいということになるかと思うんですけど、実際問題、1万8500円から2万8000円という約1万円の増加は市外からどう思われるかという部分があるかと思えます。二、三千円アップぐらいなら利用するけれど、2万8000円という数字はちょっと理解しがたいと思っているんです。だから2万2000円ぐらいが妥当な金額じゃないか、それが一般の方の理解じゃないかと思えます。</p>
大西委員長	<p>栗山委員から出たように大幅なアップということであれば、それは確かに使われる方にすれば、ちょっと敬遠されるかも分かりませ</p>

んけども、幅を持たせるということだけで、別にそれにしないとい
けないということではないので、状況に応じて改定できるようにし
ようということだと思います。

山田委員

栗山委員がおっしゃったことには私も同感で、本当に1万8500円
が2万8000円になって閑古鳥が鳴くような事になると困りますの
で、どういうテクニックが有効なのか思いつかないんですけど、利
用者にとって分かりやすい条例の表現はどうしたものかなというこ
とで先ほどは発言しました。

大西委員長

はい、ありがとうございます。条例に盛り込むことは確かに難し
いと思います。ただ、料金に関しての修正案を出す以上は、説明を
しなければいけないので、その説明で他の議員の皆さんが納得して
頂けるかどうか。今、栗山委員からもあったように、幅を持たせる
ことは確かに大事なことですけれども、先ほどから言っていますよ
うに平日と繁忙期とで差をつけて幅を持たすための1.5倍の修
正案だと思います。確かに、そこまで高くなるのであれば利用しな
いという方も出てくるかもしれません。やはり企業努力が1番大事
だと思います。ただに料金を上げてもらったから運営していけると
いうことではなく、この公園はお金を使っても値打ちがある施設だ
というふうに思ってもらえる施設にすることが1番大事ですので、
これからも頑張っていたきたいと私も思っていますし、そのため
に幅を持たせるということかなとは私は考えております。

栗山委員

幅を持たすという意味は、繁忙期とそれ以外の時期に対応するん
だというふうに聞かしていただいたんですけど、土日に子供を連れ
て、今まで高いホテルとかに泊まらないでこういう野外で安く宿泊
して家族団らんをやりたいという思いでこの施設の利用が頻繁にな
っていると思います。だから、その繁忙期や土日の金額をむちゃく
ちゃ高くしてしまっただけでは、それはやっぱり使えない施設になっ
てしまうと思います。市外の方の利用が多いとは言えども、市民のため
の施設である以上は使えるものでなければ駄目だと思います。だか
ら、平日を安い料金にしてもいいと思うんです。何も繁忙期に高く
する必要はないんです。そういったことにポイントを合わせないと
駄目だと思います。

森本副委員長

栗山委員のおっしゃることは市民を思っただけの優しい言葉だと思
いますが、誠に申し訳ないけど私たち委員会がそこまでの現状も把握

できませんし経営もできませんので、指定管理の皆様方の経営努力を促すということが、今日改めて集まっていたいただいた主旨ではないかと思えます。誠に優しいご提案を頂いたんですが、それから一歩進んだ協議を今日はしていただきたいなと思うところがございます。

渡辺委員

私たちは基本的には市民のための市政になることを原則にして、いろんな審議をしていると思っています。そういうことを踏まえて、いろいろな指定管理施設、この溪谷の森公園も含めてですが、1番留意しなければいけないのは今、副委員長が言われたように経営努力ということもありましたけども、結局、その経営がうまくいかなくて市の税金で修繕をして、今後もそういうことになって、それを利用しているのがほぼ市外の人ということになると、やはり市民のために使う税金がそのように使われるのは、おかしな話だと私は思います。だから丹波篠山の魅力を市外の方にも伝えていく、自然を通じて後川に親しんでもらうという意味において、その施設は活性化施設として意味があると思うんですけども、極力、市民に迷惑のかけない形でそれを実施していく。すなわち、経営的にうまくしていくということに尽きると思います。ですので、そのためには、やはり経営努力がしやすい形で指定管理をして使用料金ということで決まった額を徴収するだけの仕事を後川の郷のほうに指定管理として出しているわけではないので、利用料金制として自分らの運転資金として使うという仕組みになっているのですから、今回は民間の知恵をうまく活用してもらって、指定管理者の自由度がない金額設定になっていた部分に関して、傾斜料金も含めた形でいろんな工夫ができるように環境を整えるというのが修正案の私の主旨だと思いますので、その辺り、栗山委員がおっしゃられた休日に利用される料金などについては、今後、指定管理者がこの金額の中で料金を決めていく際に、市との協議の中で考えられたらいいことではないかと思えます。

山田委員

質問ですが、今回の溪谷の森公園のコテージの標準的な収容人員はどれくらいなのでしょう。なぜかといいますと、参考資料で頂いた他施設と比べるときに基準が分からないので、ご存じでしたら教えていただきたいと思えます。

事務局

コテージは7棟ありまして定員が5名です。

山田委員
渡辺委員

およそのコテージの面積が分かれば知りたいです。

図面等については担当課が持っていると思いますので、またお聞きいただけたらと思います。実は、ちょっと気になるので外から見ておこうと思ひまして土曜日に溪谷の森公園のほうに車を走らせました。たまたま社長と支配人といらっしゃったので、実際の利用状況等について少しお伺いをしてきました。規模の大きさなど、ちょっと参考になるかもしれないのでご報告をさせていただきたいと思ひます。溪谷の森が出来てから、当初はキャンプ場とかで、学校とか子ども会とかの利用もあり、コテージのほうはグループの利用等もあったようですが、最近ではもうコテージもキャンプサイトも、ほぼ家族利用となっているようです。子どもと両親合わせて3人から5人ぐらいの利用が大体というようなことでした。時期的な利用ですけれども、本当に施設の予約がいっぱいになって稼働率が100%になるのは、ゴールデンウイークと夏休みの一部の期間で、土日とかについては幾らか利用はありますけれども全部埋まる状況にはなっていない。平日についてはほとんど利用がないというのが実態のようでした。いわゆる繁忙期というのはゴールデンウイークと夏休み期間中の一部時期だけで、ほかの時期についてはまだまだ利用できる状況にあるということなので、その辺りを十分考慮して、料金をもし変えるにしても、利用者減にならないように考慮する必要はあるというようなお話もちょうど伺ってきたところです。

それから、コテージですけれども、あそこは半分野外みたいな形になっていまして、半屋内みたいなところで屋根の下でバーベキューができるようになっていまして。それから居住スペースといいますが、きっちり風も遮断できるようなスペースが、そこと隣接したところにガラスの1枚隔ててありまして、その中にキッチン、トイレ、お風呂があって、1階に四畳半もないですけれども3人から4人ぐらいが寝られる畳みたいな部屋があってテレビも置いてある。それからその居間のようなところからロフトがあって2人ぐらいが十分に寝られるというような構造になっています。

大西委員長

今ちょっと調べましたところコテージの広さは14畳、キッチン兼居間、それから寝室として6畳の和室と4.5畳のロフト、それからバス、トイレ、洗面が整備されて5名の定員で、それ以上は1人500円で定員は7名までということです。

森本副委員長	10年以上前に見たことがありますけれども、非常にきれいな施設でした。
渡辺委員	外から見る限りではまだまだ大丈夫な外観でした。
(休憩)	
大西委員長	休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。
森本副委員長	条例の本文を改正しなくても、別表だけの改正でよいというところの説明を事務局からお願いいたします。
事務局	<p>溪谷の森設管条例第9条2項の規定におきまして、「利用料金は別表に掲げる範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする」という条文を解釈しまして実際の運用がされているところかと思えます。ほかの施設につきましても、上限を定めて段階的に利用料金を上げているようなところもあり、例えば、大芋地区の泊まれる学校おくも村では、昨年末に条例改正をしまして、人件費等も上がっておりましたので、上限を設定して利用料金を段階的に上げていくということで、市と指定管理者との契約の中で料金を市定めて、条例の限度額ではなくて、そのときの状況によって金額を決めるというような運用がされているようです。</p>
森本副委員長	<p>上限を決めるという形で提案をしていきたいと思っておりますが、最終的には、市の担当部署との協議の上で設定をされるものでありますので、むやみに上げられるものではないと私は理解しております。委員からもあったように、その時期に応じて適正な運営をしていただけたら、それが1番大事なところかなと思えます。</p>
大西委員長	<p>委員長報告では、金額設定の幅を持たすことの根底には、まず企業努力が必要で、今後も引き続きそのたくさんの方に利用頂けるような料金設定と、その施設のあり方を考えていただきたいという提案をしていきたいと思えます。</p>
堀毛委員	<p>当初の改正案を出した担当部の意図では一律の価格で2割程度上げるということで、そこには料金の変動という意図はなかったと思えます。その意味で、今回の2万8000円は栗山議員から高過ぎるというご指摘がありましたけれども、それは今、副委員長がおっしゃったように、経営努力で料金を自主的に市に対して提案されたいわけですから、例えば夏休み期間のトップシーズン中でもお盆の</p>

前後とかは最高の金額になってくると思います。それを2万8000円にされるのか、2万5000円にされるのかは、指定管理者の判断であります。その代わり、いわゆる閑散期については、今の1万8500円を下回る料金設定でも構わないということです。聞くところによると1月、2月はもう完全休業ではなく、例えば土日だけは開けるという可能性も担当部としては思っているというようなことも聞きましたので、その辺を踏まえれば、この金額でもやむを得ないのかなという気がしております。

栗山委員

今回、担当者がコテージの金額について2割アップの提案をしてこられたのは、これでやっていくんだという意図があると思います。やはり担当者の意図を尊重するのが1番良いのではないかと思います。これで業務を改善していくんだという意思表示の金額が現れていると思うんです。私たちは外にいる人間ですから、まさに毎日携わっている方が数字を持ってこられたので、やはりその数字を尊重して受け止めたらいいいんじゃないかと思います。これでやるのであればどうぞ経営努力してください。もう赤字でもそれはあなたの責任ですよというような意味です。やっぱり現場の声を大事にするのが第1番だと思います。

大西委員長

栗山委員のおっしゃるように、現場の声は1番大切にしていかなければならないことだと思います。しかし、先ほど堀毛委員がおっしゃっていただいたように、現場の声で、例えば2万2000円未満に変更していただくことも可能です。裁量を現場に持っていただくことが可能ですので、栗山委員がおっしゃっていただいたことは、今、皆さんで協議を頂いていることだと思います。現場の声を大事にするということは、現場の経営努力を支援することだと私は思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

渡辺委員

本当に栗山委員のおっしゃるとおり、現場の声が1番大事で、1番状況も把握されているわけです。そんなこともあったので今回、提案があったことについて、幾らかもう少し工夫ができないかとこちらから考えたときに、部長から1度、現場の思いをもう少し聞いてもらえないかとお願ひしてお聞きしたり、先ほど少し述べさせていただきましたが、先日も社長と支配人とお話をさせていただきました、市が当初提案している2割アップと、もう少し幅を持たせるとことについても聞かせていただきました。そしたら、市が決めている

値段でやらないといけないと思っていたということで、そんな工夫がいろいろできるのなら、そういうことを活かしていきたいということでした。それが私が聞かせていただいた現場の声だと思っておりますので、必ずしも今回の 5 割の提案は、当局側が上げてきた 2 割の提案を否定するわけではなくて、2 割よりももう少し余裕を持たせるということで、当局側の提案も含んだ上での修正と思っていますので、その辺りは栗山委員もご理解頂けたらうれしいと思います。

堀毛委員

栗山委員の気持ちは十分私も理解できるんですが、今、渡辺委員が言われたように、最初の改正案を出された段階で平均 2 割上げないと経営がやっていけないという前提条件があったんだと思います。ただ、そこには料金の自由裁量という発想が全く欠けていたので、全く違った視点で今回の改正案修正案が出てきたわけです。それは指定管理者も理解した上での今回の修正案ですから、市民の方にとっても、指定管理者がその辺りの気持ちを汲んだ上で料金設定をしてくると思いますので、2 万 8000 円というような高い金額を平日に適用するなんてことはまずあり得ないと思います。適用するにしても本当のトップシーズンじゃないかと思います。

大西委員長

私もちょっと 2 月 8 日の委員会でのメモを見ておりましたら、指定管理者としても、いつまでも行政に頼るわけにはいかないので自立をしていきたいという方向で考えておられます。そういったことから栗山委員のおっしゃることも分からないことはないんですけども、やはり幅を持たせて、その時期によって経営努力して、金額の設定もしていただける形がいいのではないかということが渡辺委員からの提案だったと思います。この委員会として全員一致で賛同していただいて提案するという形にしていきたいと思いますので、栗山委員のお気持ちは重々分かっております。それも使われる方の思いとかを汲まれてのご意見だと思いますので、それはちゃんと理解させていただいた上で、指定管理者がこれからも頑張って経営努力をしながら自立をしていただくためには、やはりこのような金額設定は、ある程度必要だなどと思っております。私はそう考えておりますので、いろんな考え方もあろうかと思いますが、思いを一つにして委員会として提案していきたいと思いますので、その辺りのご理解を頂けたらと思います。

栗山委員	もう一度聞かせてください。トップシーズンということは7月、8月、5月の連休がまさに使われるときです。それ以外はもうほとんど利用はないんじゃないですか。だから1万8000円で利用出来ていた施設を1万円上げることになると、平日の利用者が、その料金ならやめるという答えもきっとあるでしょう。ホテルに泊まったほうが安くつく。家族7人という上限あったにしても、子どもを含めても5人くらいが普通の利用者じゃないかと思います。5人とすれば2万8000円ですので、1人6000円くらいかかります。だから1万円アップというのはなかなか幅を持たせるにしてもどうなのかと思います。現場の判断で決められて、それで現場が動けるんだっらいんですけど。
渡辺委員	当然、現場が決めるのは案であって、その範囲内で、最終的には市との協議が整わないと料金は設定できないという条例になっています。だから、好きなように料金設定ができるということではありません。市との協議の中で、市はそれでは経営的に心配ですよという助言が十分できますので、納得した中で料金が決まっていくということになりますから、現実的な料金設定がなされることは一定担保されていると思いますので、何とかご理解頂けたらと思います。
栗山委員	参考に話があった大芋の小学校跡地の条例ではどのような形なんでしょうか。
事務局	そちらの施設については丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例というところで規定されておりました。例えば、大芋の1階の宿泊室は、大人3500円のところを6000円、子ども2500円ところ5000円にされています。これは1人当たりの料金です。これを決めるに当たっては周辺の施設ですとか近隣市の同様の施設の料金も参考にして上限を決められて、市と協議の上、段階的に料金のほうを上げていくというような運用をされてらっしゃいます。
栗山委員	そしたら、上限6000円と表示がされて、実際は4000円とか5000という金額で、周辺を見ながら決められるということですね。
大西委員長	最終的には現場の判断と市との協議の上設定をされます。今はお休みされている時期と聞いていますけども、経営努力によって、例えばキャンプされる方は冬場でもされる方いらっしゃいます。雪降るような時期でも、雪を見たさに来られる方もいらっしゃるかも分

かりません。企業努力で考えていただくことですが、そういう幅もあると理解をしていただけたらいいのかなと思います。さきほどから、しっかりと御意見を頂いておるんで思いはちゃんと伝わっておりますので、あとは先ほども言いましたように委員会として一つの意見として出したいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

栗山委員

はい、そしたら幅を持たせるということで、あとは現場の判断で金額は決められるということで了解しました。

大西委員長

はい、ありがとうございます。そういうことで栗山委員のほうからもご了解を頂きました。皆さんの思いも一つかと思しますので、この修正案で進めてまいりたいと思います。

森本副委員長

先日の委員会でも溪谷の森公園の年次別決算表の数字が違っていました。担当部署内でそういった数字の確認、点検をしっかりとさせていただきたいと思います。このような意見が出たということだけ会議録に残しておいていただきたいと思います。

渡辺委員

副委員長がおっしゃったことについては本当にそのとおりで、私も審査の段階で驚いたのは、経営上の資料について担当課が十分整理がされてない。経営的な指導までいかなくても助言とかを行えるような体制になっていなかったということは感じました。こういった市の施設を民間活力を活用してもらうにあたって、市としても経営がどうなっているのか。条例に基づいた形で効果的に運用されているのか、指定管理者の経理資料を見ながら判断をしてもらうのが当然であって、その辺りが欠けていたと感じました。

大西委員長

はい、ご意見ありがとうございます。
それでは案について、表形式がよいか、文字形式がよいかについて検討頂きたいと思います。

森本副委員長

表のほうの方が分かりやすいと思います。

大西委員長

この表のほうにしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

— 異議なし —

大西委員長

ご了解頂いたものとして進めさせていただきたいと思います。

■表決

議案第 6 号 丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例

大西委員長

日程第 2 表決を議題とします。なお、討論・採決は議案ごとに行います。

ここで議案第 6 号丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対し、渡辺委員ほか 4 名から修正の動議が提出されました。修正案はお手元に配付したとおりです。それでは修正案と本案、すなわち議案第 6 号をあわせて議題とし提出者の説明を求めたいと思います。

渡辺委員

本修正案は議案第 6 号として提出されました丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての修正を加えるものです。本会議に提出されました本案につきましては、溪谷の森公園の管理に当たって徴収をしております利用料金の改定を行おうとするものであります。内容につきましては入園料、キャンプ場、コテージ体験室の料金を現行の基準金額から 2 割程度値上げをすることといったような内容でした。溪谷の森公園に関しては、指定管理者制度により、株式会社後川の郷を指定管理者に指定して、基本協定を締結して当該施設の利用者から利用料金を指定管理者が収受し運営費に充て施設運営をする形のいわゆる利用料金制をとっている施設です。今回そういった施設において、コロナ禍による利用人数の減少、昨今の物価高騰、賃金上昇等によって経営努力を行っても経営安定を続けるのが困難という理由から本案が提出をされたところです。ところが、昨今、類似のこういった野外型の施設を近隣にもでき、いろんなサービスが付加をされ展開をされて、昨今のアウトドアのブーム等もあって、いろいろと人気を博している施設もあると伺っているところです。そういった中で、やはりこの溪谷の森公園にしても、そういった近隣の施設にも劣らない魅力のある施設にさせていただいて、設管条例の設置目的にもあるような地域の活性化に資する施設として、にぎわいを保っていただきたいと思っているところです。つきましては、本案では 2 割の値上げということになっておりますけれども、提案者としては、この 2 割の値上げだけでは、最近のこういったキャンプ場が傾斜料金をつけて通常料金、繁忙期の料金をとっている中で、そういったことを工夫するとした場合に十分対応ができない料金の変更になるのではないかとということで、この指定管理者にもっと経営の工夫をしてもら

って、利用料金制という形での民間の活力を活用した施設運営の工夫が今以上にできる環境を整えて施設運営に当たっていただくことのほうがいいのではなかという理由から今回の修正案を提出をさせていただきました。修正案につきましてはお手元に配付されております通り本案のキャンプ場、コテージ、体験室の料金の改定を原案がおおむね2割のアップであったものを、近隣の傾斜料金を見てみた場合に、低いときの料金と繁忙期の料金が5割ほどの差がある施設ができてきているということも参考にさせていただいて、現行の利用料金の基準金額からおおむね5割を基準として、その中で、経営努力を行っていただくというような内容です。いろいろと委員会の中で意見交換をさせていただく中で、そういった方向がいいのではないか。そして、指定管理者がいろいろと経営の工夫をされるに当たって、本来の指定管理施設の管理監督を行う行政側もしっかりとその経営状況を把握し指定管理者の経営努力に寄り添った形でしっかりと支援して頂きたい。そういった意見も含めての現行の料金から5割上げるというものです。委員、各位におかれましては、この修正案にご理解を頂きまして、ご賛同頂き、決定頂きますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

大西委員長

提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

大西委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは討論採決に入ります。それでは修正案と本案すなわち原案、失礼、議案第6号について一括して討論を行います。討論はありますか。

— 委員長との声あり —

大西委員長

委員長との声がありましたのでただいまより討論を始めます。まず原案に賛成者の発言を許します。

— 発言なし —

大西委員長

次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

— 発言なし —

上田座長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 — 発言なし —
上田委員長 堀毛委員	次に修正案に賛成者の発言を許します。 私は修正案に賛成の立場で発言をいたします。今回の修正案は指定管理者の裁量による経営努力を最大限尊重するものであって、指定管理者の経営努力、発想、民間事業者としての活動の幅を広げるものであると考えます。したがって、今回の料金改正の修正案は、指定管理者制度の立場を堅持したものであり支持いたします。
大西委員長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 — 発言なし —
大西委員長	次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。 — 発言なし —
大西委員長	次に原案に賛成者の発言を許します。 — 発言なし —
大西委員長	次に、修正案に賛成者の発言を許します。 — 発言なし —
大西委員長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第6号について採決します。 まず本案に対する渡辺委員ほか4名より提出されました修正案について採決します。修正案に賛成の方は起立願います。 — 全員賛成 —
大西委員長	起立全員です。従って修正案は可決されました。 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。 修正議決した部分を除く原案に賛成の方は起立願います。 — 全員賛成 —
大西委員長	起立全員です。従って修正議決した部分を除く部分は原案のとおり

可決されました。以上で当委員会に付託されました議案について採決は、終了いたしました。

大西委員長 それでは続きまして、委員会の審査報告については委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

— 異議なし —

大西委員長 異議なしと認めます。また、本日の会議録については、事務局に調整させ委員長副委員長において内容確認を行いたいと思います。これに御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

— 異議なし —

大西委員長 異議なしと認めます。それでは閉会に当たりまして、森本副委員長より御挨拶を申し上げます。

森本副委員長 あいさつ

閉会